

子供の貧困・シングルペアレンツ問題

令和3年11月9日(火)

内閣府（子どもの貧困対策担当）

＜子供の貧困対策の推進＞

R3年度予算額	296,380千円
R2年度補正予算額	163,096千円
R2年度予備費	1,365,272千円
(R2年度予算額)	297,065千円)

推進の枠組み

子どもの貧困対策の推進に関する法律
(平成25年6月法律第64号(議員立法)/令和元年6月一部改正)

子どもの貧困対策会議(推進法第15条)
会長:内閣総理大臣
委員:内閣官房長官、内閣府特命担当大臣(子供の貧困対策)
文部科学大臣、厚生労働大臣

子供の貧困対策に関する有識者会議(対策会議会長決定)
構成員:有識者等

子供の貧困対策に関する大綱
(令和元年11月29日閣議決定)
○大綱策定の経緯、子供の貧困対策の意義
○子供の貧困対策に関する基本的な3つの方針
○39の指標...生活保護世帯の高校等進学率、子供の貧困率等
○重点施策...教育の支援、生活の安定に資するための支援、
保護者に対する職業生活の安定と向上に資する
ための就労の支援、経済的支援
○子供の貧困対策に関する調査研究等
○施策の推進体制等(地方公共団体の計画策定支援、
国民運動の推進)

内閣府の役割

＜子供の貧困対策の総合的かつ計画的な推進＞

- 子どもの貧困対策会議の運営、大綱の作成・推進、推進状況の把握及び見直し
- 子供の貧困の状況及び子供の貧困対策の実施の状況の公表(推進法第7条)

＜子供の貧困対策に関する調査研究、連携推進、理解促進＞

- 子供の貧困に関する調査研究(子供の貧困の実態把握、子供の貧困に関する指標、地方公共団体による実態把握の支援)
- 子供の未来応援国民運動の推進
- 地方公共団体における支援ネットワークの整備促進

当面の主な課題

- 孤立・孤独対策の観点も含めた困難を抱える子どもの居場所づくりに向けた緊急支援の推進
- 支援が必要な子どもを発見し、プッシュ型支援につなげるための教育・福祉等データベースの開発
- 「子どもの貧困対策推進法」の改正により市町村の計画策定が努力義務化されたことも踏まえた地方自治体の取組への支援
- 支援活動と支援ニーズのマッチング促進、国民への啓発活動、関係機関との連携等に関する優良事例の収集・提供
- 民間資金による基金の活用等(安定的な寄付の確保や支援団体決定に向けた検討など)

子どもの貧困対策の推進に関する法律

(平成25年6月26日法律第64号)
(令和元年6月19日改正(令和元年法律第41号))

(注) 赤字は令和元年改正による主な変更部分

目的

- ・子どもの**現在**及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないようにする
- ・**全ての**子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、**子ども一人一人が夢や希望を持つことができる**ようにする
- ・**子どもの貧困の解消**に向けて、**児童権利条約の精神に則り**、子どもの貧困対策を総合的に推進する

基本理念

- ・**社会のあらゆる分野**において、子どもの年齢及び発達の程度に応じて、その**意見が尊重**され、その**最善の利益が優先して考慮**されること
- ・子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて**包括的かつ早期**に講ずること
- ・背景に**様々な社会的な要因**があることを踏まえること
- ・国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行うこと

子どもの貧困対策を総合的に推進する枠組み

国	<ul style="list-style-type: none">・「子どもの貧困対策に関する大綱」を策定（閣議決定） ※子どもの貧困対策会議（会長：内閣総理大臣）が案を作成 案の策定時に子どもや保護者等の意見を反映させるための措置を講ずる・子どもの貧困の状況・子どもの貧困対策の実施状況の公表（毎年1回）
都道府県	・都道府県計画を策定（努力義務）※大綱を勘案
市町村	・ 市町村計画を策定（努力義務） ※大綱及び都道府県計画を勘案

《附則第2項》

政府は、この法律の施行後5年を目途として…必要であると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

【地方自治体における計画策定状況】

本年6月 全都道府県及び847市町村
(参考) 昨年6月 全都道府県及び667市町村

大綱に定める事項

基本的な方針	
子どもの貧困に関する指標 <small>子どもの貧困率、一人親世帯の貧困率、 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率・大学等進学率 等</small>	
教育の支援	生活の 安定に資するための支援
保護者に対する 職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	経済的支援
調査及び研究	検証及び評価その他の 施策の推進体制

「地域子供の未来応援交付金」の拡充（つながりの場づくり緊急支援）

地方自治体による多様かつ複合的な困難を抱える子供たちに対しニーズに応じた支援を適切に行うための取組を支援する地域子供の未来応援交付金の支援を拡充し、**コロナ禍で子供が社会的孤立等に陥らないよう、子ども食堂など子供たちと「支援」を結びつけるつながりの場をNPO等へ委託して整備する地方自治体へ緊急支援を行う。**

内閣府

地方自治体

既存の支援事業

実態調査・計画策定

- ・補助率：1/2
- ・補助基準額（補助対象事業費の上限）：300万円（①②の合計）

①実態調査・資源量の把握

- ・貧困の状況にある子供等の実態把握
- ・地域の資源量（支援を行う民間団体の状況等）の把握

②支援体制の整備計画策定

- ・「子どもの貧困対策推進法」第9条に定める計画の策定

※令和元年の法改正により、都道府県だけでなく、市町村に対しても計画策定が努力義務化

子供等支援事業

- ・補助率：1/2
- ・補助基準額：最高1,500万円（①②の合計）、最高300万円（③）

①子供たちと「支援」を結びつける事業

- ・コーディネーター事業
- ・アウトリーチ支援
- ・子供の居場所づくり事業 等

②連携体制の整備

- ・自治体内部（福祉部門・教育部門）、社協、地元企業・自治会・NPO等の民間団体との連携

③研修の実施

- ・都道府県及び市町村担当者、子供の貧困対策支援活動従事者等

緊急支援事業

つながりの場づくり緊急支援事業

- ・補助率：**3/4**
- ・補助基準額：**委託団体当たり125万円**

子ども食堂、学習支援といった子供の居場所づくり※などを**NPO等に委託し**、子供を行政等の必要な支援につなげる事業（委託費が総事業費の8割以上の場合に限る。）

- ※ア 子ども食堂やフードパントリー・フードバンクなど、子供の居場所の提供、衣食住などの生活支援を行う事業
- イ 学習教室など子供に学習機会を提供する事業
- ウ 相談窓口の設置やアウトリーチ支援のためのコーディネーターの配置など子供等を行政等の必要な支援につなげる事業
- エ その他上記に類する事業

※自治体からNPO等への委託内容に、支援対象の貧困家庭の子供に対して生理用品を提供することを含めた場合にも、補助対象になる。

地域子供の未来応援交付金の活用状況

平成27年度の交付金創設から、これまで**356地方自治体(40道府県、316市町村)**に対し、交付決定を行いました。(令和3年10月29日現在)

令和3年度 地域子供の未来応援交付金の交付決定状況

区分	件数	総事業費 (億円)	交付金所要額 (億円)
(1) 実態調査・計画策定 (注)	50	1.53	0.57
(2) 子供支援・体制整備・研修事業	64	4.65	1.49
(3) つながりの場づくり緊急支援事業	170	1.64	1.21
合計	284	7.82	3.26

(参考) 平成28年度～令和2年度の執行状況

区分	年度	件数	総事業費 (億円)	交付金所要額 (億円)
(1) 実態調査・計画策定 (注)	2	33	0.81	0.28
	元	33	0.98	0.44
	30	99	3.09	1.91
	29	110	3.19	2.15
	28	61	2.29	1.44
(2) 子供支援・体制整備・研修事業等 ※事業メニューや区分の見直しを行ってきたため、 現行メニューにない旧事業も含む	2	54	3.81	1.19
	元	43	2.13	0.71
	30	36	1.83	0.57
	29	32	0.75	0.38
	28	18	1.50	0.57
合計	2	87	4.62	1.47
	元	76	3.11	1.15
	30	135	4.92	2.48
	29	142	3.94	2.53
	28	79	3.79	2.01

(注1) 実態調査・計画策定の内訳

実態調査のみ 235件(27/19/16/88/77/8件) 【令和3/2/元/平成30/29/28年度】

計画策定のみ 25件(8/ 4/10/ 1/ 2/ 0件) 【同上】

実態調査+計画策定 126件(15/10/ 7/10/31/53件) 【同上】

(注2) 四捨五入の関係で、総事業費及び交付金所要額の内訳とその合計が一致しない場合がある。

「令和3年度 子供の生活状況調査の分析」について

背景

平成28年～「地域子供の未来応援交付金」を活用した自治体による実態調査（令和3年度末までに累計361自治体を実施予定）
※調査内容・方法等は各自治体の任意。

令和元年6月 子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正（議員立法）

- ・国及び地方公共団体は、…子どもの貧困に関する指標に関する研究その他の子どもの貧困に関する調査及び研究その他の必要な施策を講ずるものとする。（法14条）
- ・子どもの貧困に関する調査が全国的に実施されるよう努めること。（衆委員会決議、参附帯決議）



子供の貧困実態調査に関する研究（令和元年度）

自治体を実施する子供の貧困実態調査の実施の参考として、子供・親向けアンケート調査の**共通調査項目案**を作成



子供の生活状況調査（全国実態調査）の実施（令和2年度）

- **共通調査項目**を用いた**全国調査の試行** ※内閣府において、文部科学省の調査協力を得て実施。

- 〈調査時期〉 令和3年2月
- 〈調査対象〉 中学2年生とその保護者（5000組）※住民基本台帳により無作為抽出。
- 〈調査方法〉 郵送配布郵送回収方式（オンライン調査を併用）
- 〈調査内容〉 共通調査項目のほか、新型コロナウイルス感染拡大に伴う生活への影響についても調査。

→ 令和3年中に公表予定

子供の未来応援国民運動

○子供を社会全体で応援する機運を高め、子供の貧困対策が国を挙げて推進されるようにするための官公民の連携・協働プロジェクト。

※子供の貧困対策大綱（H26. 8 閣議決定）に基づき、H27. 4 発起人集会を開催。同年10月から運動開始。



子供の貧困対策に関する大綱（R元.11閣議決定）

子供の貧困対策が国を挙げて推進されるよう、「子供の未来応援国民運動」を通じ、国、地方公共団体、民間の企業・団体等によるネットワークを構築し、地方公共団体における取組や民間団体の支援活動の情報等の収集・提供や、子供の未来応援基金を通じた支援、民間企業と支援を必要とする民間団体のマッチング等、官公民の連携・協働プロジェクトを推進する。

また、このような取組について積極的に情報発信し、国民の幅広い理解の下、子供を社会全体で支援する機運を高めていく。

子供の未来応援基金

- ・企業や個人からの寄付金を通じて、子供たちに寄り添った活動を実施する民間団体を支援。

NPO等とその活動を支援する企業等とのマッチング事業

- ・全国的なネットワークを有する団体と連携し、企業等からの「モノ」「場所」「体験」の提供等の寄付先を調整。

国民への広報・啓発活動、地域における交流・連携事業の展開

- ・ホームページ、SNS等を通じた情報発信と普及啓発。
- ・地域の企業、民間団体、行政等が一同に会するフォーラムの開催。

データベース構築・普及に向けた工程表

